

栃木県知事 福田富一 様

2012年6月1日

日本共産党栃木県委員会

委員長	小林年治
竜巻被害対策本部長	飯塚正
前県議	野村せつ子

## 県の「竜巻被害被災者生活支援見舞金」に関する申し入れ

5月6日に真岡市、益子町、茂木町などで発生した竜巻で、住家被害465棟(全壊13棟、半壊34棟、一部損壊418棟)、非住家被害448棟など甚大な被害が発生しましたが、現在のところ国の被災者生活再建支援法(以下、生活再建支援法)の対象外とされています。同法が適用された茨城県の被災者への支援との格差に県内被災者は失意を深めています。同一の災害で同様に住家が全壊・大規模半壊しながら、行政区内の全壊世帯数の違いで上限300万円の支給が受けられないことは、被災者にとってあまりに過酷であり、納得できるものではありません。生活再建支援法の制度設計と適用基準の見直しが必要であると同時に、同法の対象外となった市町の被災者には都道府県が同等の支援を行うべきと考えます。

福田富一知事は、本日開催の第313回臨時県議会に、全壊、半壊解体、大規模半壊世帯に上限100万円の見舞金を支給する「平成24年度5月竜巻被害被災者生活支援見舞金」3,250万円を補正予算に計上、提出しました。これまでこうした制度がなかったことからすれば一歩前進ですが、全国的には都道府県独自の被災者生活再建支援制度(見舞金)を創設した都道府県は30におよびます。そのうち15都県は、要件は様々でも上限額は生活再建支援法同様の全壊300万円を支給しています。

日本共産党栃木県委員会は5月31日、内閣府に被災者生活再建支援法の弾力的運用を求めましたが、そのさい県独自の被災者生活再建支援には国が2分の1の額を特別交付税措置する旨説明を受け、総務省にも確認しました。

ついでには、下記の通り、被災者生活再建支援法の問題と全国的到達にたつて、県見舞金を上限300万円に引き上げるよう求めるとともに、全国知事会等において居住自治体に関わりなく被災者が同水準の生活再建支援を受けられるようにするための法改正を国に要請するよう積極的に働きかけていただくよう申し入れます。

### 記

1. 栃木県が支給する「竜巻被害被災者生活支援見舞金」について、全壊、半壊解体、大規模半壊世帯への支給額を上限300万円に引き上げること。

以上

県政記者クラブ 報道各社御中

2012年6月1日  
日本共産党栃木県委員会  
028-658-4302

本日の福田富一知事宛「竜巻見舞金」に関する申し入れの資料提供

本日、日本共産党栃木県委員会は、福田富一知事に裏面掲載の申し入れを行いました。日本共産党から野村せつ子前県議が出向き、県の対応は小林秘書室長でした。

以上